箕面市障害者市民施策推進協議会
箕面市手話言語及びコミュニケーション手段の利用促進条例に関する部会結果報告書

会 議 名：平成２９年度箕面市障害者市民施策推進協議会
第６回（仮称）箕面市手話言語及びコミュニケーション手段の利用促進条例に関する部会
日　　時：平成２９年(2017 年)８月２３日（水）午後６時～８時１５分
場　　所：総合保健福祉センター　２階　大会議室
出 席 者：部会構成員１１名、事務局５名
傍 聴 者：８名
協議内容：下記のとおり

１．案件
【案件１】箕面市祖保健医療福祉総合審議会の内容報告
【案件２】条例制定にかかる審議における意見書について
◆案件１、案件２の資料について、事務局から説明。
（意見）
条例協議会を立ち上げてほしい。情報コミュニケーション手段と手話言語は違う。ろう者不在の箕面市障害者市民施策推進協議会（以下、「障推協」という。）では手話言語のことはわからない。
（意見）
条例協議会の立ち上げを希望する。障推協の開催要綱は行政の内規。条例が上位。条例できちんと位置づけてほしい。
（意見）
条例協議会の設置と条例への明文化は必要。私たち聴覚障害者にとっては、条例二本立てが希望だったが、一本でまとめる方向で議論が進んできた。譲れない思いがある。条例施行後にどのような施策が行われるか、条例を立ち上げたメンバーが議論し、合意していくことが大事。
（意見）
協議会の設置に賛成。条例の第３条第４項に代読、代筆を入れてほしい。今の「筆記」に含まれるのかわからない。第１５条と第２１条の「努める」は、「する」としてほしい。
（意見）
支援機器などの発展スピードは速い。伝え方や支援の仕方は時間と共に常に変わっていく。必ず見直しが必要になるので、検討できる場が必要と考える。

（意見）
条例からはずされた入院時コミュニケーション事業について、これからはどこで言えばよいのか。条例部会のような検討の場を今後も続けてもらいたい。
（意見）
条例制定後もきっと見直しが必要になる。障推協で本当にその役割を担えるか疑問。今の状況でもプラスのメンバーが必要になっている。意見を言いたい人たちが入れる、見直せる、検討するという部分があれば安心できる。協議会という形式がよいかはわからないが。
（意見）
今の条例案は、知的障害のコミュニケーションについては、何も書いていないのと同じ。今後、書く必要が出てくると思う。条例を改正していくという前提を明記しておいてほしい。障推協で協議するのは無理がある。
（事務局）
箕面の歴史として障推協が大きな役割を果たしてきた。障害種別にかかわらず、施策全体をフラットに議論してきた。詳細な議論は専門部会として様々なかたに参画いただいて行ってきた。条例は、今後改正がないものとは考えていない。必要な議論は、障推協に諮って専門部会をおいて続けていきたい。その担保を条例に書くか否かは、法制的な観点も必要で、今、明確な返答はできない。
（意見）
条例は変更ができるものなのか。変更できないなら、二本立てで条例を作ってほしい。協議会を条文の中に明文化できないなら、条例は要らない。
（事務局）
ろう者のこれまでの困難さは理解しているが、手話によるコミュニケーションの困難さと同様に、他の障害の情報保障を行っていきたいというのが市のスタンス。社会的な変化やニーズに合わせて、他の条例と同様に、条例の改正を議会に諮ることはできる。改正するときには、議論の場も必要になる。
（意見）
構成員も事務局もメンバーが替わっていく。「障推協で議論する」ということをきちんと引き継ぎしてほしい。
（意見）
障推協の専門部会を議論の場とするなら、定期的に開催するよう要綱に明文化してほしい。事業計画を立てて、条例が機能しているか話し合い、検討していかないといけない。
（事務局）
事務局として障推協に部会開催を提案していきたい。
（意見）

障推協は意義がある。条例の協議会を代替するとしても、それを条例に明文化してほしい。条例案の「定義」のところに要約筆記、指点字、触手話、ひらがな表記、ルビ、サイン、写真などを一般のかたにわかってもらうために書いてもらいたい。

（意見）

障推協の専門部会でもよいので、条例に明文化してほしい。

（事務局）

事務局としては、条例に明文化する予定はない。部会で引き続き議論いただけるよう障推協に諮っていきたい。

（意見）

条例の中に議論する場を明記してほしい。専門部会であっても、実質的な話し合いができればよい。明記するかどうか今返事がほしい。

（事務局）

明文化の方法は、検討の時間をほしい。場を書くのか、方策を書くのか検討も必要。

（意見）

明文化しないとわかったら、検討の場から降りたい。手話条例一本で立ち上げたい。

（意見）

また検討結果を我々に説明する場を持つ、と理解してよいか。

（事務局）

そのようにさせていただく。

（意見）

条例には期待していたことが何一つ入っていない。継続して議論することさえも明文化されない。残念だ。

（意見）

手話とコミュニケーションの条例は分けるべき。前から思っていた。他の障害の方の意見を今聞いて、やっぱり分けるべきと感じる。皆、不満がある。

（意見）

市の責務や情報コミュニケーションの条文は抽象的。事業者の合理的配慮が進むように市が積極的に事業者を支援すると書いてほしい。

（事務局）

今後は、9 月にパブコメを実施、その後、条例部会や総合審議会への報告、法制チェック、議会に提案というスケジュールになる。

以上